



WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 5年12月号 No.127

<ごあいさつ>

寒さ厳しき折柄、皆様におかれましては、何かとお忙しいことと存じます。今年も早いもので、残り1ヶ月を切りました。なお、インフルエンザなどの感染症も流行しております。風邪など引かれませぬよう、くれぐれもご自愛下さい。

<確定申告のご準備>

個人の確定申告時期は2月16日～3月15日までです。申告期限は3月15日ですが、ゆとりある申告手続きのために、1月下旬より申告作業を行っていきます。そのためには、下記のような書類が必要となりますので、早め早めのご準備をお願い致します。

【事業等をされている方】

- ① 12月までに発生した収入の請求書及び振込明細等
- ② 12月までに発生した仕入・経費等の請求書等一式
- ③ 1月末までの預金通帳の写し
- ④ 商品・仕掛品・貯蔵品の12月末日時点での棚卸表
- ⑤ その他事業に関する資料一式

【収入関係】

- ⑥ 給与・年金の源泉徴収票
- ⑦ 報酬・配当等の支払調書
- ⑧ 生命保険年金等の支払明細書
- ⑨ 国税還付金振込通知書(前年分の還付金があった方)
- ⑩ 特定口座年間取引報告書

【控除関係】

- ⑪ 配偶者控除等対象者の所得情報(源泉徴収票等)
 - ⑫ 生命保険料控除証明書
 - ⑬ 地震保険料控除証明書
 - ⑭ 国民年金保険料又は国民年金基金の控除証明書
 - ⑮ 国保・介護保険料等の納付済額通知書又は証明書
 - ⑯ 小規模企業共済掛金等払込証明書(小規模・iDeCo)
 - ⑰ 医療費の領収書及びお知らせ
 - ⑱ 寄付金の領収書及び証明書
 - ⑲ 住宅借入金等特別控除申告書(2年目以降の方)
 - ⑳ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ※初めて住宅ローン控除を受ける方は、土地・家屋の登記事項証明書、請負契約書・売買契約書の写し、住宅用家屋証明書及び認定通知書等が必要となります。

<インボイス制度開始後の注意点について>

国税庁サイトで「インボイス制度開始後において、特にご留意いただきたい事項」が公表されました。

①登録通知が未達の場合の対応

…基本的に登録番号以外の記載事項を買手に交付し、**登録番号を後日、口頭・書面・HP等で連絡する**

②インボイスの適正性の確認性(番号が有効かどうか)

…**取引先の規模・関係性・取引の継続性等**で判断する

③クレジットカード利用の場合

…**クレジットカード利用明細書**は、一般的にインボイス記載事項を満たす書類には該当しないため、**その保存のみで仕入税額控除はできません**(E T C特例あり)

<12・1月の税金関係>

- ① 10月決算の確定申告・4月決算の中間申告
- ② 固定資産税の3期目の納付・・・12月末日
- ③ 源泉所得税(納特)の納付・・・1月20日
- ④ 住民税の第4期分の納付…1月末日
- ⑤ 法定調書合計表、給与支払報告書、償却資産税の申告書の作成と提出…1月末日

また、確定申告までには、まだまだお時間はありますが、そろそろ確定申告の対策や資料・納税資金等のご準備をすすめていく必要があります。

<若松家の出来事>

現在、長男(小5)、次男(小4)、長女(小1)、三男(年少)の父親として育児に奮闘しております。

先月、三男が4才になりました。最近、ポケモンとバイブレードにハマっています。今後も、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

